

戸沢村の給与・定員管理等について（令和6年度）

1 総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

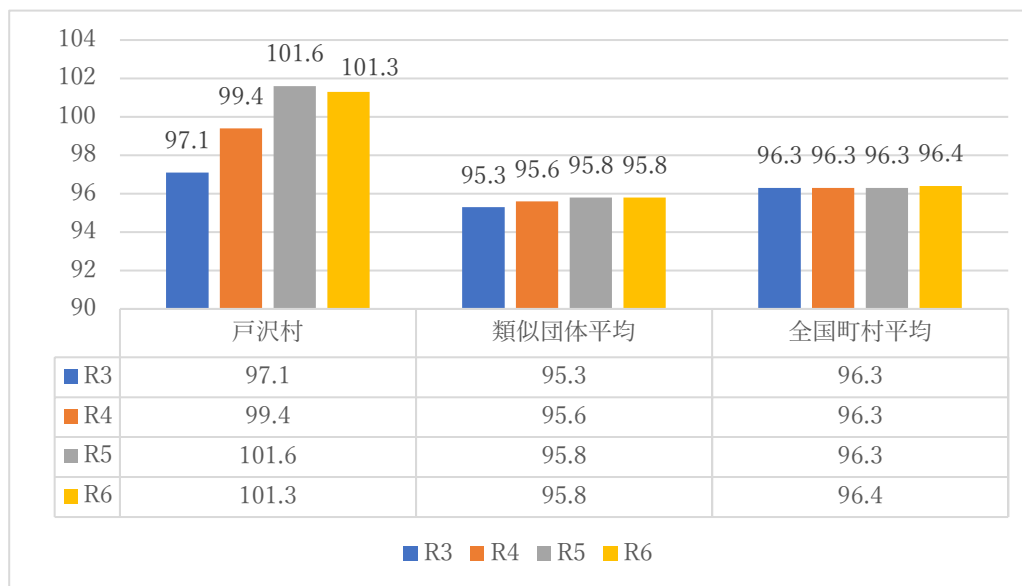
区 分	住民基本台帳人口 （6年1月1日）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	（参考） 4年度の人件費率
5年度	3,995人	5,028,425 千円	342,813 千円	957,020 千円	19.0 %	14.6 %

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				（参考）一人当たり給与費 B / A	（参考）全国類似 町村平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	90人	315,594 千円	45,871 千円	130,205 千円	504,993 千円	5,611 千円	5,608 千円

- （注） 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前三任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前三任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

（3）ラスパイレス指数の状況



- （注） 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 （補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
国や他市町村との均衡を考慮しながら、今後、給与の適正化に努める。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
6年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
6年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し 実施

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 山形県の見直し内容を踏まえ改定。激変緩和のため経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

※村内に支給対象地域なし

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
戸沢村	37.2歳	293,800円	340,675円	317,523円
山形県	43.7歳	331,100円	404,400円	357,100円
国	42.1歳	323,823円	－	405,378円
類似団体	41.3歳	302,599円	348,683円	327,516円

② 技能労務職

区 分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
戸沢村	49.3 歳	10 人	351,200 円	380,330 円	368,178 円
内用務員	46.5 歳	4 人	344,900 円	394,350 円	373,450 円
内学校調理員	51.2 歳	5 人	332,400 円	340,100 円	336,289 円
内運転手	※	1 人	※	※	※
山形県	53.8 歳	422 人	332,100 円	369,700 円	348,400 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	－	330,553 円
類似団体	52.7 歳	2 人	273,536 円	291,816 円	284,628 円

区 分	民間			参考
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
戸沢村	－	－	－	－
内用務員	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.61
内学校調理員	調理師	45.9 歳	228,800 円	1.49
内運転手	運転手	61.2 歳	240,600 円	※
山形県	－	－	－	－
国	－	－	－	－
類似団体	－	－	－	－

区 分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
戸沢村	－	－	－
内用務員			
内学校調理員			
内運転手	※		※

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～5年の3か年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の転移において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
- 3 個人情報の保護の観点から、対象となる職員が1人または2人の場合は個人情報が特定されるため、各項の欄をアスタリスク（※）としている。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		戸沢村	山形県	国
一般行政職	大学卒	189,900 円	199,100 円	196,200 円
	高校卒	168,300 円	168,300 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	163,700 円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（6年4月1日現在）

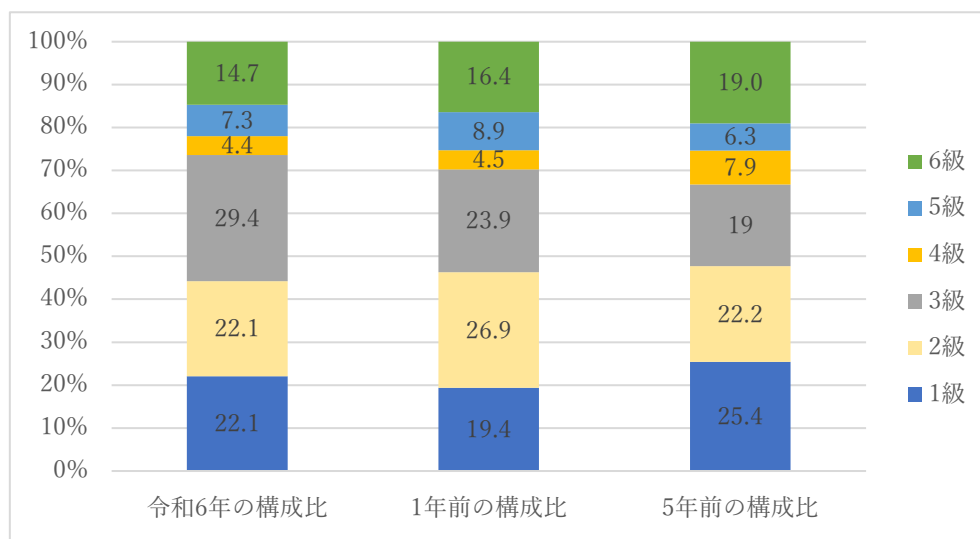
区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	286,400 円	387,900 円	410,500 円	415,800 円
	高校卒	266,800 円	－	387,900 円	405,500 円
技能労務職	高校卒	256,400 円	－	363,300 円	385,700 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

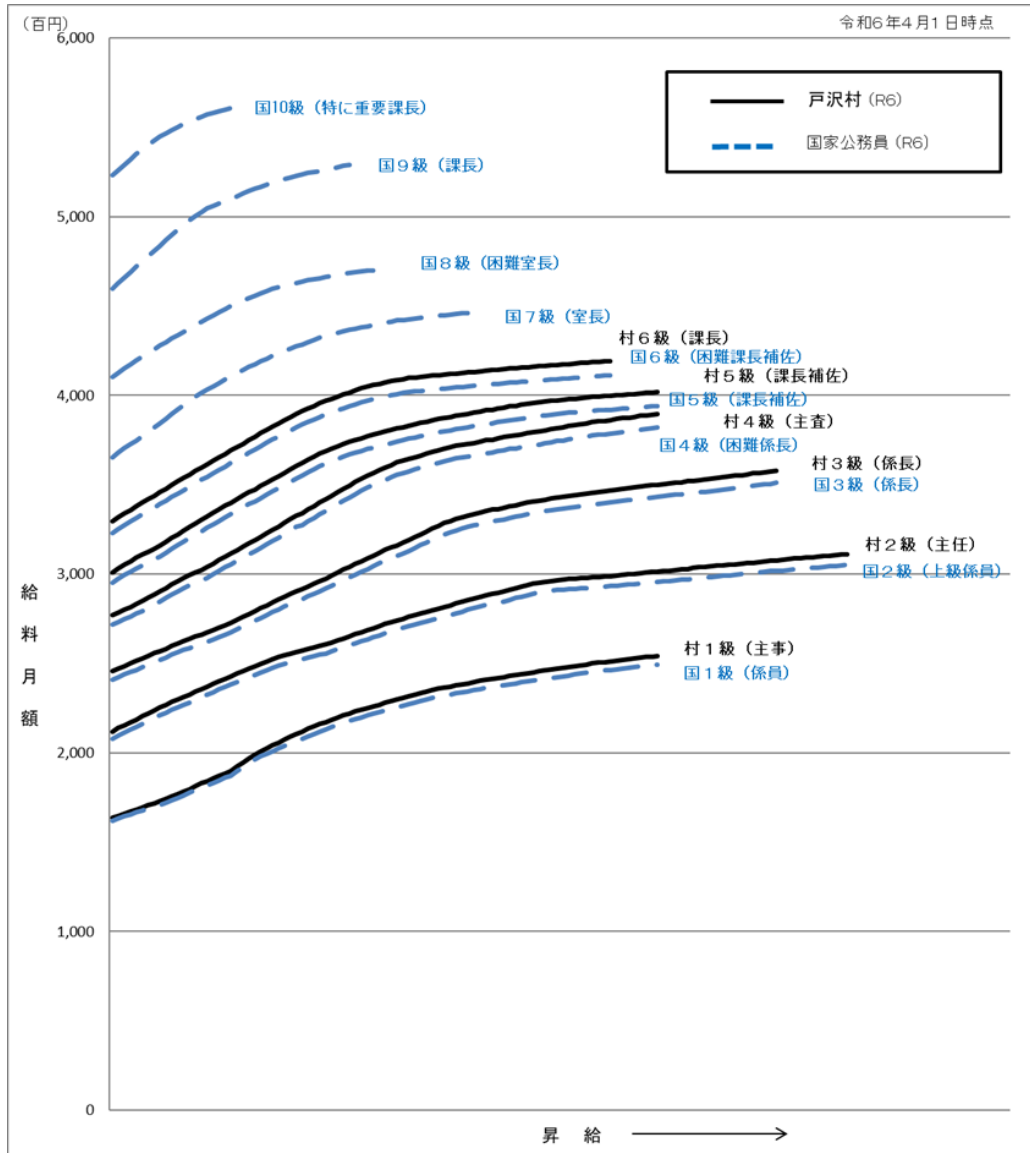
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・主事	15人	22.1%	163,700円	254,200円
2級	主任	15人	22.1%	212,000円	311,200円
3級	主任・主査・係長	20人	29.4%	245,600円	357,900円
4級	係長・冠主査	3人	4.4%	276,900円	389,600円
5級	課長補佐	5人	7.3%	301,100円	401,800円
6級	副主幹・主幹・課長	10人	14.7%	329,400円	419,300円

- (注) 1 戸沢村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（戸沢村）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

戸沢村	山形県	国
1人当たり平均支給額（5年） 1,432 千円	1人当たり平均支給額（5年） 1,667 千円	1人当たり平均支給額（5年） —
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.00 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級による 加算措置 ●役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級による加 算措置 ●役職加算 5～20% ●管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級に よる加算措置 ●役職加算 5～20% ●管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（戸沢村）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

戸沢村	国	
（支給率） 自己都合 応募認定・定年	（支給率） 自己都合 応募認定・定年	
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)	
1人当たりの平均支給額 ※		

注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

3 個人情報の保護の観点から、対象となる職員が1人または2人の場合は個人情報が特定されるため、各項の欄をアスタリスク（※）としている。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

該当者なし

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			6千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			3,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			1.9%	
手当の種類（手当数）			6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	左記に従事した職員	感染症の患者の看護	－	日額 1,000円
特定毒物害虫防除作業手当	左記に従事した職員	特定毒物の調整、散布作業	－	日額 1,000円
死体取扱作業手当	左記に従事した職員	死体の検視等の作業	－	日額 1,000円
小動物死体取扱作業手当	左記に従事した職員	公共の場所の小動物の死体処理	6,000円	日額 1,000円
研修手当	医師	医師の業務	－	月額 30万円以内
医長手当	医師	医師の業務	－	月額 20万円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	13,973千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	280千円
支給実績（4年度決算）	18,832千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	197千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （5年度決算）
扶養手当	子 月額 10,000円 配偶者等 月額 6,500円	同		10,205千円	225,600円
住居手当	借家 限定額 月額 27,000円	同		4,085千円	284,400円
通勤手当	交通機関利用 限度額 月額 55,000円 交通用具使用 限度額 月額 34,200円	異	交通用具使用 通勤距離に応じて 月額 2,000円～ 31,600円	8,422千円	106,800円
管理職手当	総務課長 51,900円 課長 41,600円	異	給料表別、職務の級別、区分別に定められた定額を支給	6,128千円	413,000円
単身赴任手当	基礎額 30,000円＋距離に応じた加算額最高 70,000円（月額）	同		360千円	360,000円
休日勤務手当	正規の勤務時間として祝日等に勤務したとき 1時間当たりの給与額の100分の25	同		－	－

夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務したとき 1 時間当たりの給与額の 100 分の 135	同		—	
宿日直手当	宿直勤務または日直勤務をしたとき 支給区分に応じた定額 4,200 円～20,000 円	同		—	
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合 1 回当たり 6,000 円～9,000 円	同		99 千円	33,000 円
寒冷地手当	支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じ 11 月から 3 月まで支給 月額最高 17,800 円	同		6,610 千円	66,100 円
災害派遣手当	災害復旧等のため、災害対策基本法等に基づき国等から派遣された職員に対し支給 日額最高 6,620 円	同		—	—

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	村長	820,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000 円/416,500 円
	副村長	620,000 円	705,000 円/415,000 円
報酬	議長	310,000 円 ()	395,000 円/160,000 円
	副議長	250,000 円 ()	310,000 円/140,000 円
	議員	230,000 円 ()	290,000 円/130,000 円
期末手当	村長 副村長	(5年度支給割合) 3.4 月分 (支給の基礎となる給料月額は、100 分の 40 を加算)	
	議長 副議長 議員	(5年度支給割合) 3.4 月分 (支給の基礎となる給料月額は、100 分の 40 を加算)	
退職手当	村長 副村長	(算定方式) 820,000 円 × 在職月数 × 0.567 = 620,000 円 × 在職月数 × 0.331 =	(1期の手当額) (支給時期) 22,317,120 円 任期满了時 9,850,560 円 任期满了時
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

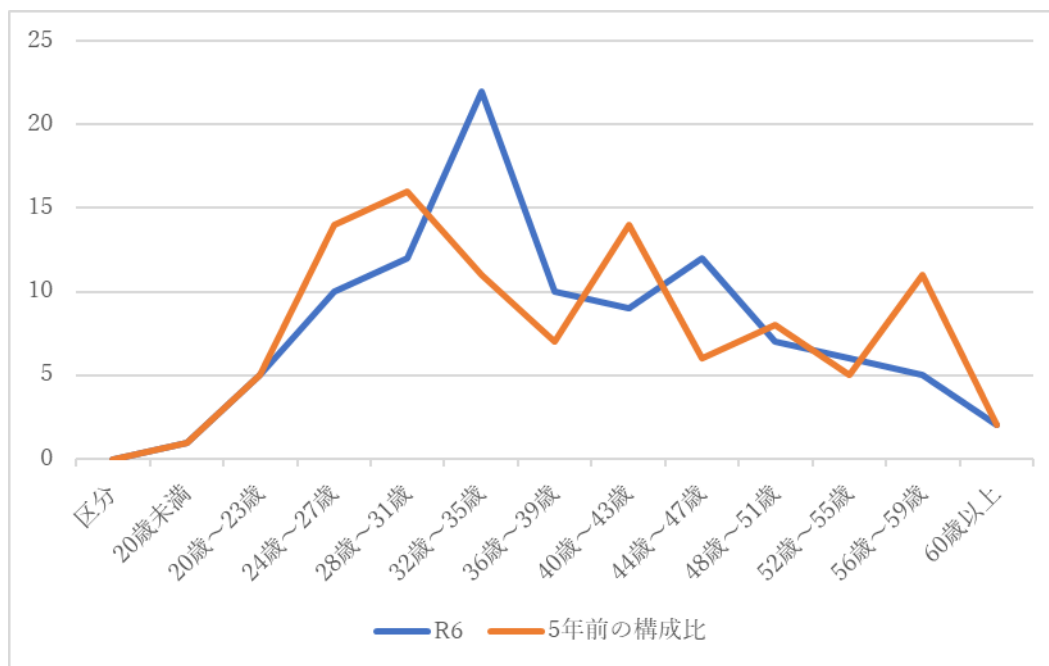
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分		職員数		対前年	主な増減理由
部門		令和5年	令和6年	増減数	
普通会計部門		人	人	人	
	議会	1	1		
	総務・企画	24	25	1	DX推進係を設置したための増
	税務	6	6		
	民生	18	19	1	福祉係の増員
	衛生	11	11		
	労働				
	農林水産	9	9		
	商工	2	2		
	土木	4	4		
	一般行政計	75	77	2	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 192.74人 (類似団体の人口1万人当たりの職位数 176.76人)
	教育	15	15		
	消防				
	普通会計計	90	92		〈参考〉 人口1万人当たり職員数 230.29人 (類似団体の人口1万人当たりの職位数 206.21人)
公営企業等会計部門	病院				
	水道	2	2		
	下水道	0	0		
	交通				
	その他	7	7		
	公営企業等会計	9	9		
合計		99 [115]	101 [115]		〈参考〉 人口1万人当たり職員数 252.82人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区 分	20 歳 未 満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以 上	計
職員数	1 人	5 人	10 人	12 人	22 人	10 人	9 人	12 人	7 人	6 人	5 人	2 人	101 人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	H31	R2	R3	R4	R5	R6	過去5年間の 増減率
一般行政	74	75	74	74	75	77	3（4.1％）
教育	16	15	16	16	15	15	△1（△6.3％）
普通会計計	90	90	90	90	90	92	2（2.22％）
公営企業会計計	10	9	10	9	9	9	△1（△10.0％）
総合計	100	99	100	99	99	101	1（1.00％）

注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	千円 200,548	千円 △ 17,009	千円 16,682	% 8.3	% 10.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町 村平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 2	千円 7,718	千円 1,488	千円 3,517	千円 12,723	千円 6,361	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定際に尿職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
戸 沢 村	39.0歳	323,850円	370,638円
団 体 平 均	45.8歳	337,221円	508,691円
事 業 者			

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

戸沢村（水道事業）		戸沢村（一般行政）	
1人当たり平均支給額（5年） 1,650 千円		1人当たり平均支給額（5年） 1,432 千円	
（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分		（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	
勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分		勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級による加算措置 ●役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級による加算措置 ●役職加算 5～15%	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（６年４月１日現在）

戸沢村（水道事業）			戸沢村（一般行政）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
1 人当たりの平均支給額		支給実績なし	1 人当たりの平均支給額		※

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、５年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後そのものの非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（６年４月１日現在 支給対象なし）

エ 特殊勤務手当（６年４月１日現在 支給対象なし）

オ 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	448 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（５年度決算）	224 千円
支給実績（４年度決算）	479 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（４年度決算）	239 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政 の制度と の異同	支給実績 (５年度 決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (５年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 円、子 10,000 円、父母等 6,500 円	同	636 千円	318,000 円
住居手当	借家限定額 27,000 円	同	－	－
通勤手当	交通機関利用限度額 55,000 円 交通用具使用限度額 34,200 円	同	118 千円	58,800 円
管理職手当	総務課長 51,900 円、課長 41,600 円	同	－	－
寒冷地手当	寒冷の地に在籍する職員に対し支給	同	178 千円	89,000 円